

# 平成31年度 社会福祉法人きまもり会 事業計画（案）

## 1 きまもり会の法人理念

社会福祉法人きまもり会は、

○障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の一員として幸せに暮らしていけるような地域づくりを目指す。

○利用者の皆様が安心して市民生活を送るために、一人ひとりの立場に立った支援を行なう。

## 2 活動指針

### （1） 支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人権の尊重を基本とし、利用者本人をよく観て、よく理解し、利用者が安心して暮らせるよう支援していく。

### （2） 事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者およびその家族・職員・市民の主体的参加のもとに、透明性をもって公正・公平な事業運営を行なう。

### （3） 家族と共に活動する

利用者の安心と心の豊かさを支えるご家族と協力しながら相互扶助態勢に取り組む。

### （4） 地域福祉の拠点としての事業所運営

事業所は、利用者の自立をめざした支援を行なうと共に、その地域生活や社会活動を支援し、他機関とも積極的に連携し、地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として運営していく。

## 3 運営方針

### （1） きまもり会の法人理念に基づいた地域啓発活動

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の一員として幸せな人生を送れるよう、各種イベントへの参加、自立支援協議会等への参加、事業所の地域開放などにより地域の方々との交流を深めていく。

## **(2) 職員の資質向上を図る**

事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりが人権擁護、差別・虐待の防止の視点に立ち、知識・技能の向上を図り、個別支援計画をもとにした支援を行う。また、年2回の法人内研修の充実を図ると共に、対外研修への参加奨励および資格取得のための一部助成などを行なっていく。

## **(3) 利用者の将来を見据えた支援体制作り**

保護者の高齢化が進み利用者の将来に不安を抱えている保護者も 増えてきている。

利用者および保護者の意向を尊重し、行政や他の福祉サービスの情報提供を行ない、保護者と協同しながら必要なサービスの創設も視野に入れて支援していく。

## **(4) 事業経営の安定を図る**

障害者福祉の施策の動向はめまぐるしく、今後の事業経営にどのように影響していくかは不透明であるが、法人の役員・職員はもとより、関係者全員が施策の動向に柔軟に対応し、社会福祉法人の経営指標に照らし合わせながら協力して経営の安定を図っていく。

## **4 中期事業計画**

### **(1) 愛歩（障害福祉サービス／生活介護）**

- パンの製造・販売をはじめ、各種軽作業の充実と余暇活動など各利用者が自身に見合った活動を見つけ、継続できるような支援を行なっていく。
- 新たな生産事業であるお菓子作りを軌道に乗せていくためにも、厨房設備を積極的に活用するとともに、従事できる利用者の拡充に努め、利用者工賃の増加を図っていく。
- 障害特性・年齢等を考慮した活動の充実を図る。
- 一会作業所（従たる事業所）をさらに積極的に活用し、積極的に地域活動を行うとともに小グループでの活動を活性化する。
- 特別支援学校等からの体験実習の希望にも積極的に応え、新規の利用はもとより、利用者の将来を考えて様々な助言・体験の機会の提供を行うことのできる事業所としての機能を充実させたい。
- 居室確保事業の登録事業所として、地域生活支援拠点のネットワークに参画していく。

## (2) モチロホーム（障害福祉サービス／共同生活援助）

- 開所して6年を迎える、利用者のホームでの暮らしは随分安定して入るものとの、同時に様々な課題も浮き彫りとなってきた。これまでの支援の内容を継続していくとともに、見直しを図るべき部分はしっかりと修正していく。
- 世話人・居宅介護事業者及び愛歩との連絡・連携をより緊密に行っていく。
- 利用者の緊急時の対応などを見据え、既存のショートステイの利用が困難な場合などを想定し、ホームの空き部屋を活用して柔軟な対応を行っていく。
- 新規利用者増員のための体験利用を終え、定員6名にて事業を継続する。
- 次期のホーム建設に向けての土地探し及び規模の想定などを含め、「ホームの建設等を考える会」での保護者の活動・勉強会などに協力していくとともに、人材の発掘・育成などを積極的に行っていく。

## (3) ヘルパーステーション一會（障害福祉サービス、老人居宅介護等事業）

- 社会福祉法人として、また日進市内最大規模の登録ヘルパーを有することもあり、利用者の要望に幅広くこたえ、その地域生活、在宅生活を包括的に支えていくためにも居宅介護事業所・訪問介護事業所の運営を柔軟にかつ円滑に行っていく。
- モチロホームにおける外部サービス受託事業者として、モチロホームはもとより愛歩とも連絡・連携を密に行う。

## (4) 相談支援事業所の開設

- 日進市内の相談支援事業所が少ないこともあり、相談支援に従事できる職員の育成・確保を図っていく。

## (5) 就労系事業所の開設

- 従来は生活介護事業のみであったが、今後の入所希望者の獲得や多様なニーズに対応していくためにも就労系事業の開設を視野に入れ検討する。

## 5 平成31年度事業の概要

### (1) 社会福祉事業

〈第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業および老人居宅介護等事業〉

ア 愛歩 〈生活介護事業〉(定員36名)の経営

主たる事業所(愛歩) 日進市蟹甲町

従たる事業所(一會作業所) 名古屋市天白区

イ モチロホーム 〈共同生活援助事業〉(定員6名)の経営

日進市赤池町

ウ ヘルパーステーション一會 〈居宅介護、重度訪問介護、同行援護〉の経営

日進市蟹甲町

エ ヘルパーステーション一會 〈移動支援事業〉の経営

日進市蟹甲町

オ ヘルパーステーション一會 〈訪問介護事業〉の経営

日進市蟹甲町

カ ヘルパーステーション一會 〈訪問型サービスA事業・予防訪問介護相当サービス〉の経営

日進市蟹甲町

キ ヘルパーステーション一會 〈プラスワンサービス〉の経営

### (2) 公益を目的とする事業

ア 愛歩 〈日中一時支援事業〉

(日進市・みよし市・長久手市:各定員5名)の経営

日進市蟹甲町

イ 地域啓発

- ・日進市が実施する行事への参加
- ・アイシン精機試作工場ボランティアが実施される行事への参加
- ・日進市障害福祉センターが実施する行事への参加
- ・あゆみまつりの開催
- ・日進市障害者自立支援協議会への参加
- ・事業所の地域開放
- ・市内各関係団体主催の各行事への参加
- ・障害者虐待防止法及び障害者差別解消法等の周知、啓発

#### **ウ 保護者会活動への協力**

- ・愛歩利用者の幸せを願ってあゆみ協力会（利用者の保護者で組織）と、相互に助け合い常に情報交換を行なっていく。

### **(3) 職員研修**

#### **ア 法人職員全体研修**

年2回開催。直接支援に関わる事例検討及び障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの周知、理解

職員間で共通認識が持てるよう研修を実施していく。リスクマネジメントとして、外部講師の招聘を積極的に行う。また、緊急時対応などを想定し、救急救命講習を開催する。

#### **イ 外部研修への積極的な参加**

知的障害者福祉協会、社会福祉協議会等が開催する研究大会・研修会などへ積極的に職員を派遣する。

#### **ウ 自主研修の奨励**

常勤職員を対象に、自主的に参加する研修について積極的に派遣、助成を行う。

#### **エ 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等の資格取得の奨励**

職員が職務に関連する資格の取得を奨励し助成を行うなどの支援を行う。

## 6 法人役員

法人役員	理事長	石川博夫
	理 事	田中八隆　近藤充子　山田誠子　眞野節子 興梠精視（愛歩施設長・業務執行理事）
	監 事	安部今日子　山田達巳
評議員		堀之内秀紀　成岡哲郎　加藤栄一　田中祐三 福岡 隆　志水佳三　木谷早苗　浅井里美

※法人役員については、平成30年度決算終結後改選、新規役員体制となり、理事長及び業務執行理事の選任を行う。また、任期については、平成32年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなる。

※評議員の任期は、平成32年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなる。

# 平成31年度 愛歩〈生活介護事業〉事業計画（案）

1 利用定員 愛歩（主たる事業所）30名（現員26名）  
　　一一会作業所（従たる事業所） 6名（現員 6名）

2 職員定数 20名（常勤8名（うち1名休職中）、非常勤12名）

3 事業開始年月日 平成23年4月1日

## 4 事業運営計画

### （1）事業の目的と運営方針

- 社会福祉法人きまもり会が運営する指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、當時介護を必要とする利用者に対して、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことの目的とします。
- 事業の実施にあたっては、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとします。
- 事業所の支援員は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

### （2）事業内容

#### ア 生産活動

自主製品製造と軽作業を中心とした生産活動を日中活動の一部として行い、利用者一人ひとりが生きがいを感じることができるよう支援していきます。また、下記の生産活動を通じて得た事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に還元します。

#### 【生産活動種目】

自主製品・・パン製造及び販売、菓子製品の製造及び販売、喫茶、名刺・はがき印刷（パソコン入力）  
下請作業・・自動車関連部品の組み付けおよび加工、小物い製品の袋

詰め等、資源ごみの回収（毎週月曜日のみ）、アルミパック  
（牛乳パック）の収集及び分別

#### イ 創作活動

年間を通して、絵画等の制作及び音楽活動等の創作スペースを企画提供することにより、利用者の自己表現や個々の個性を引き出し、豊かな生活環境を構築できるよう支援していきます。また、支援者やボランティアさん、地域住民との協力関係を深めていきます。

余暇活動	月1回程度 全体で行います。
音楽教室	月2回 音楽講師を招いて指導を受けます。
朗読会	隔月 朗読ボランティアによる読み聞かせ会

#### ウ 年間行事

4月	職員入社式
5月	
6月	施設旅行（予定） 歯科検診I／あじさいコンサート 身体障害者福祉協会スポーツ大会／アイシンフェス（予定）
7月	
8月	職員研修I／健康診断I
9月	
10月	あゆみまつり
11月	
12月	歯科検診II／クリスマス会／餅つき
1月	職員研修II
2月	健康診断II
3月	保護者学習会

#### エ 啓蒙事業

- 「社会福祉法人きまもり会」ホームページによる情報発信
- 「みんなのあゆみ」発行による情報発信

### 5 利用者の処遇

- 個別支援計画の作成及びモニタリング、個々の利用者の希望等を聞き、障害の特性、個性に合った支援方針を検討します。  
その上で利用者の個性、特性に応じた個別の目標を設定し支援計画を作成、計画的

な支援を行っていきます。また、目標の達成状況を勘案しながら適宜見直しを行っていきます。

○生産活動を通じ、社会参加の面からの就労支援を行ない、一人ひとりの障害程度、特性に応じた作業種目を用意できるよう努力します。また、その作業内容については、利用者が理解できるまで支援するようにします。さらに一般就労等を希望する利用者には、施設外での実習等にも参加できるよう配慮します。

○住み慣れた地域で生活できるような地域生活支援を行なう。将来の自立生活を念頭において、社会生活に必要なソーシャルスキルの獲得、環境整備などのために必要な支援を検討し実践を図ります。

## 6 健康管理

- 定期健康診断の実施（年2回）
- 歯科検診の実施（年2回）
- 体重測定（毎週）
- 生活リズムの確立支援（家庭との連携協力）
- 体力の増進（運動プログラム等の実施）

## 7 防災計画

- 災害時、緊急時の避難対策の確立
- 避難経路の確立と定期的な防災訓練、避難訓練の実施
- 災害時は地域における障害者の避難場所とする
- 利用者の緊急連絡先の把握等、連絡体制の確立

## 8 苦情対応

- 「社会福祉法人きまもり会 福祉サービスに関する苦情解決規定」に基づき、福祉サービスの提供に対する利用者、保護者及び関係者からの苦情に関しては、その訴えを充分に聞き、苦情の真意を的確に把握し、誠意を持って対応します。
- 必要に応じて第三者委員の助言や立会いを求め、利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ります。

- |          |           |       |
|----------|-----------|-------|
| ○苦情解決責任者 | 愛歩施設長     | 興梠精視  |
| ○苦情受付担当者 | サービス管理責任者 | 森田沙弥香 |

## 9 差別および虐待防止

- 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講

じます。

○差別・虐待防止責任者 愛歩施設長 興梠精視

10 日課

9:00～	朝の会・体操 ※パン工房、喫茶部門は 8:30 より作業開始。
9:30～	作業（休憩 15 分）※適宜散歩等の運動プログラム実施。
12:00～	昼食・休憩 ※パン工房、喫茶部門は 12:30～13:30
13:00～	作業（休憩 10 分）※定期的に音楽教室等のレクリエーションを実施。
15:30～	作業片付け、清掃
16:00～	退所 ※パン工房、喫茶部門は 15:30 に退所。

11 職員名簿

職名	氏名	常勤・非常勤	備考（資格等）
施設長（管理者）	興梠精視	常勤兼務	社会福祉士・介護福祉士 ・精神保健福祉士
サービス管理責任者	森田沙弥香	常勤兼務	介護福祉士
生活支援員（主任）	野々目綾子	常勤	介護福祉士
〃	大賀祐二	〃	〃
生活支援員	徳家千尋	〃	
〃	道下恵	〃	

〃	内 藤 陽 子	〃 (休職中)	介護福祉士
〃	※新規採用予定		
事務員（生活支援員）	武 田 昌 也	〃	
生活支援員	渡 邊 さとみ	非常勤	旧ヘルパー2級
〃	川 原 千 鶴	〃	〃
〃	豊 福 香代子	〃	〃
〃	市 岡 佳 奈	〃	
〃	中 村 ちとせ	〃	
〃	田 中 京 子	〃	
〃	岡 崎 由 美	〃	
〃	宗 本 真 理	〃	介護福祉士
〃	田 中 樂 歩	〃	
〃	服 部 奈 美	〃	
事 務 員	萩 野 淳 子	〃	
医 師	笛 本 基 秀	嘱 託	月一回
看 護 師	清 水 明 日 子	非常勤	週 10 時間程度

## 平成31年度 愛歩〈日中一時支援事業〉事業計画（案）

- 1 利用定員      日進市日中一時支援事業      (1日5名)  
                  みよし市日中短期入所支援事業      (1日5名)  
                  長久手市日中一時支援事業      (1日5名)
- 2 職員定数      19名（常勤7名、非常勤12名〈看護師含む〉）
- 3 事業開始年月日      日進市日中一時支援事業      平成22年7月1日  
                  みよし市日中短期入所支援事業      平成22年7月1日  
                  長久手市日中一時支援事業      平成24年8月1日
- 4 事業の目的と運営方針
  - ・社会福祉法人きまもり会が設置する日中一時支援事業所愛歩において実施する日中一時支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児含む）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。
  - ・事業所は、利用者の身体その他の状況及び其の置かれている環境に応じて、作業支援、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。障害者総合支援法及び支給決定を行った市町村が地域生活支援事業に関する要綱に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
- 5 日中一時支援の内容
  - (1) 作業支援
  - (2) 食事の提供
  - (3) 身体等の介護
  - (4) 健康管理
  - (5) 利用者又は家族に対する相談及び援助
  - (6) その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するため必要な保護又は支援

## 6 利用に当たっての留意事項

- ・従業者は、利用者に対して従業者の指示に従って日中一時支援の提供を受けてもらうよう指示を行う。
- ・従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
  - (2) 利用中は施設の規則を守り、他の利用者の迷惑にならないようにする。
  - (3) 施設と共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

## 7 緊急時における対応

- ・従業者等は、日中一時支援の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## 8 苦情対応

- ・提供した日中一時支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

○苦情解決責任者 愛歩施設長 興梠精視  
○苦情受付担当者 サービス管理責任者 森田沙弥香

## 9 差別および虐待防止

- ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

○差別・虐待防止責任者 愛歩施設長 興梠精視

## 10 日課

9:00～	朝の会
9:30～	作業（休憩 15 分）※適宜散歩等の運動プログラム実施。
12:00～	昼食・休憩
13:00～	作業（休憩 10 分）※定期的に音楽教室等のレクリエーションを実施。
15:30～	作業片付け、清掃
16:00～	退所

## 11 職員名簿

職名	氏名	常勤・非常勤	備考(資格等)
施設長(管理者)	興梠精視	常勤兼務	社会福祉士・介護福祉士 ・精神保健福祉士
サービス管理責任者	森田沙弥香	〃	介護福祉士
生活支援員	野々目綾子	常勤	〃
〃	大賀祐二	〃	〃
〃	徳家千尋	〃	
〃	内藤陽子	〃	介護福祉士
〃	※新規採用予定	〃	
事務員(生活支援員)	武田昌也	〃	
生活支援員	渡邊さとみ	非常勤	旧ヘルパー2級
〃	川原千鶴	〃	〃
〃	豊福香代子	〃	〃
〃	市岡佳奈	〃	
〃	中村ちとせ	〃	
〃	田中京子	〃	
〃	岡崎由美	〃	
〃	宗本真理	〃	介護福祉士
〃	田中楽歩	〃	
〃	服部奈美	〃	
事務員	萩野淳子	〃	
医師	笛木基秀	嘱託	月一回
看護師	清水明日子	非常勤	週10時間程度

平成31年度 モチロホーム  
〈外部サービス利用型共同生活援助事業〉  
事業計画（案）

1 利用定員 6名（現員5名）

2 職員定数 5名

（管理者1名〈常勤兼務〉・サービス管理責任者1名〈常勤兼務〉  
・世話人3名〈非常勤〉）※世話人常勤換算数1名

3 事業開始年月日 平成24年5月1日

4 事業の目的と運営方針

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する指定共同生活援助（外部サービス利用型）の事業は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を提供することを目的とします。
- ・事業の実施にあたっては、共同生活援助計画（個別支援計画）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとします。
- ・共同生活援助計画（個別支援計画）に基づき、利用者一人ひとりに必要な支援について外部サービス事業所（居宅介護事業所）へ委託、コーディネートを行います。
- ・事業所の従事者は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ・現在定員6名中利用者は5名となっているため、本年度は新規の利用者の選定を行い、利用定員6名での運営を行う。

5 利用者の処遇（支援内容）

- ・共同生活援助計画（個別支援計画）の作成及び見直し  
個々の利用者の希望等を聞き、障害の特性、個性に合った援助方針を検討します。そ

の上で利用者の個性、特性に応じた個別の目標を設定し共同生活援助計画を作成、計画的な支援を行っていきます。また、目標の達成状況を勘案しながら適宜見直しを行っていきます。

- ・居宅介護事業者への指揮、命令

共同生活援助計画に沿った、個別の支援について、居宅介護事業者への指揮、命令を行います。

- ・近隣地域との連携

ホーム入居者についてご理解いただくために常日頃から積極的にあいさつするなど地域の住民の方々と交流が図れるようにして地域の活動（清掃活動等）にも積極的に参加します。

- ・住み慣れた地域で生活できるような地域生活支援を行なう

将来の自立生活を念頭において、社会生活に必要なソーシャルスキルの会得、環境整備などのために必要な支援を検討していきます。

- ・家族との連携

家庭での生活の様子などは丁寧に聞き取りをし、モチロホームでの生活と大きな隔たりが生じて混乱することのないように支援をしていきます。またご家族には定期的にホームでの生活の様子を報告し、安心していただけるように配慮していきます。

## 6 健康管理

- ・定期健康診断の実施（年2回）※愛歩の健康診断に参加
- ・歯科検診の実施（年2回）※愛歩の歯科検診に参加
- ・生活リズムの確立支援（家庭や愛歩との連携協力）

## 7 防災計画

- ・災害時、緊急時の避難対策の確立
- ・避難経路の確立と定期的な防災訓練、避難訓練の実施
- ・利用者の緊急連絡先の把握等、連絡体制の確立

## 8 苦情対応

- ・『社会福祉法人きまもり会 福祉サービスに関する苦情解決規程』に基づき、福祉サービスの提供に対する利用者、保護者及び関係者からの苦情に関しては、その訴えを充分に聞き、苦情の真意を的確に把握し、誠意を持って対応することに努めます。また必要に応じて第三者委員の助言や立会いを求め、利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ることに努めます。

○苦情解決責任者 管理者 興梠精視

○苦情受付担当者 サービス管理責任者 森田沙弥香

## 9 差別および虐待防止

- 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

○差別・虐待防止責任者 愛歩施設長 興梠精視

## 10 日課

16：30～	帰宅
17：00～	夕食準備
18：00～	夕食後片付け
19：00～	入浴準備・入浴・洗濯等
20：00～	自由時間
21：30～	就寝準備・各自就寝
6：30～	起床・着替え・洗面
7：00～	朝食・出勤準備
8：30～	出勤

## 11 年間行事 (愛歩に準ずる)

4月	利用者入所式／職員入社式
5月	
6月	日帰り旅行（予定） 歯科検診 I ／あじさいコンサート 身体障害者福祉協会スポーツ大会／アイシンフェス（予定）
7月	個別面談（前期）
8月	健康診断 I
9月	

10月	あゆみまつり
11月	
12月	歯科検診II／クリスマス会／餅つき
1月	健康診断II
2月	職員研修II
3月	保護者学習会

## 1.2 職員名簿

職　名	氏　名	常　勤・非常勤	備　考（資格等）
管理者	興　栢　精　視	常勤兼務	社会福祉士・精神保健福祉士 ・介護福祉士
サービス管理責任者	森　田　沙　弥　香	常勤兼務	介護福祉士
世　話　人 (夜間支援員)	田　中　千　鶴　子	非常勤兼務	
〃	秋　田　洋　子	非常勤兼務	介護職員初任者研修修了
〃	石　田　昌　代	〃	〃

## 1.3 受託居宅介護サービス事業者

- 共同生活援助事業者は、居宅介護サービス事業者と文書により委託契約を締結し、共同生活援助計画（個別支援計画）に基づき、共同生活援助事業者の管理及び指揮命令のもと、介護サービスを提供する。

### 【居宅介護サービス事業者】

- ヘルパーステーション一會　　日進市
- ・ チェリッシュケアセンター　　名古屋市天白区
- ・ はっぴーぷらす　　　　　　名古屋市天白区
- ・ ヘルパーサービスあんじゅの森

## 平成31年度 ヘルパーステーション一会事業計画（案）

1 利用定員 160名未満（月平均利用者数）

2 職員定数 常勤4名 登録ヘルパー27名

3 事業開始年月日

障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）

平成27年8月1日

移動支援事業

平成27年8月1日

老人等居宅介護事業（訪問介護・予防訪問介護相当サービス）

平成28年4月1日（平成29年10月1日名称変更）

老人等居宅介護事業（訪問型サービスA）

平成28年6月1日（平成29年10月1日名称変更）

老人等居宅介護事業（予防訪問介護相当サービス）

平成30年4月1日

自費サービス（プラスワンサービス）

平成30年4月1日

4 事業運営計画

（1）事業の目的と運営方針

【障害福祉サービス】

〈居宅介護〉

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する指定居宅介護の事業は、障害者等につき、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、選択及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

〈重度訪問介護〉

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排

せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うこととする。

#### 〈同行援護〉

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うこととする。
- ・事業の実施にあたっては、サービス利用計画（個別支援計画）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うものとする。
- ・事業所の支援員は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

#### 〈移動支援事業〉

- ・社会福祉法人きまもり会が運営する移動支援事業は、市町村地域生活支援事業の一つとして位置付けられている。
- ・この事業は屋外での移動が困難な障害者等について、以下に掲げる外出の支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とする。
  - (1) 社会生活上必要不可欠な外出
  - (2) 余暇活動等の社会参加のための外出
  - (3) その他自立のための訓練など、特に所長が必要と認めた外出
- ・事業内容としては、以下に掲げる支援を行う。
  - (1) 個別支援型：個別支援が必要なものに対する 1 対 1 の支援
  - (2) グループ支援型：複数の障害者等への同時支援、屋外でのグループワーク及び同一の目的地、又は同一のイ

## メントへの複数人の同時参加の際の支援

### 【老人等居宅介護】

#### 〈訪問介護〉

- ・訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。

身体介護とは利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスを行う。

生活援助とは身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行う。

#### 〈予防訪問介護相当サービス〉

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とする。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

#### 〈訪問型サービスA〉

- ・訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、家事全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

### 【自費サービス】

#### 〈プラスワンサービス〉

- ・プラスワンサービスは、利用者が介護保険、障害者総合支援法との併用（Aプラン）、またはケアプラン及びサービス等利用計画に沿って（Bプラン）自費サービスとして提供する。

## 5 利用者の処遇（支援内容）

- ・事業の実施にあたっては、サービス等利用計画書および介護計画書（ケ

アプラン）に基づき、サービス利用計画（個別支援計画）を作成し、利用者的心身の状況等に応じて、利用者の支援を適切に行うものとする。

- ・事業所の支援員は懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。また事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

## 6 苦情対応

- ・「社会福祉法人きまもり会 福祉サービスに関する苦情解決規定」に基づき、福祉サービスの提供に対する利用者、保護者及び関係者からの苦情に関しては、その訴えを充分に聞き、苦情の真意を的確に把握し、誠意を持って対応することに努める。
- ・また必要に応じて第三者委員の助言や立会いを求め、利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ることに努める。

○苦情解決責任者 愛歩施設長 興梠 精視

○苦情受付担当者 管理者 松本 祥明

## 7 差別および虐待防止

- ・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

○差別・虐待防止責任者 管理者 松本 祥明

## 8 職員名簿（正規職員のみ記載）

職名	氏名	常勤・非常勤	備考（資格等）
管理者	松本 祥明	常勤兼務	介護福祉士
サービス提供責任者	〃	〃	〃
〃	井上 香里	常勤	〃
〃	浅井 ルミ	〃	〃
〃	久保田 宏樹	〃	実務者研修修了
訪問介護員	綿内 由美子	※31年4月より常勤	介護福祉士